

特定非営利活動法人 青葉会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 青葉会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県伊都郡かつらぎ町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児者や高齢者が、地域の一員として住みなれた町で安心して暮らしていく社会の実現を図るため、障害児者や高齢者の自立支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は、福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は、雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は、活動に関する連絡、助言又は、援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子育て支援事業
- (2) 独居老人の相談受け・話相手・安否確認事業、及び高齢者を抱える家族に対する相談受け事業
- (3) 家庭の事情等により育児などを行うのがその生活上困難である方を対象にしたベビーシッター、育児サービスのサポート事業
- (4) 障害児者が地域で生き、生活していくためのディサービス、作業所、レスパイトケア等の支援事業
- (5) 障害児を中心とした余暇・レクリエーション活動支援事業
- (6) 障害児を中心としたクラブ活動支援事業

- (7) ボランティアの養成派遣事業
- (8) 福祉に関する人材育成事業並びにこれに係る経営のコンサルタント、メンテナンス、援助事業
- (9) 一般人を対象にした保健・医療又は福祉等に関連する知識・技能の習得及び資格取得を目指す為の養成学校事業
- (10) 団体に対して福祉・医療等における専門的人材を派遣するなどのサポートを行う援助事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害福祉サービス
- (12) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
- (13) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託
- (14) 在宅支援訪問療育等指導事業
- (15) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (16) 特定旅客自動車運送事業
- (17) 福祉有償運送事業
- (18) 座位保持装置及び福祉機器等の開発・製造・販売事業
- (19) 飲食店経営
- (20) 菓子製造販売
- (21) その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し支援する個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届けを提出したとき。
- ② 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上10人以下
 - ② 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ② 職務上の業務違反その他役員として、ふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く
- 2 職員は理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- ① 定款の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - ⑤ 事業報告及び活動決算
 - ⑥ 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

（開催）

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

（招集）

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

- 第28条 総会における議決事業は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 記事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担し又は権利を放棄しようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する。以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人福祉総合研究所に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、第28条の2第1項に規定する賃借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	前田 記公子
副理事長	岡本 正司
理事	寺本 千秋
理事	青木 紀公雄
監事	須山 澄子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成18年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年9月30日までとする
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人・団体共	1,000	円
	賛助会員	個人・団体共	0	円
(2) 年会費	正会員	個人・団体共	500	円
	賛助会員	個人・団体共	1,000	円

2025年度の事業計画書

定款変更認証の日から2026年9月30日まで

特定非営利活動法人青葉会

1 事業実施の方針

- 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、長期休暇時の子どもの居場所づくりや高齢者の話し相手、介護予防につながる環境づくりに尽力し、食育木育などを学べる場、地域住民が気軽に集まれる場といった環境整備も検討実施していき、広報活動に尽力し、より多くの方に利用していただきやすくする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
障害児を中心とした余暇・レクリエーション活動支援事業	障害児者が余暇活動を行える場所づくりを行う。	年2回(3ヶ月×2回)提供する。 時期は未定	かつらぎ町滝231-5	2名	伊都郡内の福祉施設の利用者 不特定多数	50
児童福祉法に基づく障害福祉サービス	発達に特性を持つ児童に対し、発達段階に応じた個別支援を行う。	12月より開所	大分県大分市東浜1-12-17	5名	地域住民定員10名	36,000
子育て支援事業	実施無し					
独居老人に相談受け・話相手・安否確認事業、及び特定非営利活動に係る事業を行う。	実施無し					
家庭の事情等により育児などを行うのが生活上困難である方を対象にしたベーシックタ	実施無し					

一、育児サービスのサポート事業					
障害児が地域で生き、生活していくためのディサービス、作業所、レスパイトケア等の支援事業	実施無し				
障害児を中心としたクラブ活動支援事業	実施無し				
ボランティアの養成派遣事業	実施無し				
福祉に関する人材育成事業並びにこれに係る経営のコンサルタント、メンテナンス、援助事業	実施無し				
一般人を対象にした保健・医療又は福祉等に関する知識・技能の習得及び資格取得を目指す為の養成学校事業	実施無し				
団体に対して福祉・医療等における専門的人材を派遣するなどのサポートを行う援助事業	実施なし				
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	実施無し				
障碍者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託	実施無し				
在宅支援訪問療育等指導	実施無し				

事業					
一般乗用旅客自動車運送業	実施無し				
特定旅客自動車運送業	実施無し				
福祉有償運送事業	実施無し				
座位保持装置及び福祉機器等の開発・製造・販売事業	実施無し				
飲食店経営	実施無し				
菓子製造販売	実施無し				
その他第3条の目的を達成するための事業	実施無し				

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)

(注意事項)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第25条第4項関係「定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書」）

2026年度の事業計画書

2026年10月1日から2027年9月30日まで

特定非営利活動法人青葉会

1 事業実施の方針

- 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、長期休暇時の子どもの居場所づくりや高齢者の話し相手、介護予防につながる環境づくりに尽力し、食育木育などを学べる場、地域住民が気軽に集まれる場といった環境整備も検討実施していき、広報活動に尽力し、より多くの方に利用していただきやすくする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
障害児を中心とした余暇・レクリエーション活動支援事業	障がいを持つ方が企画運営するイベント開催に協力し、自立に向けた支援を行う。	年1回 時期未定	かつらぎ 町 滝 231-5	2名	伊都郡内の福祉施設の利用者 不特定多数	26
児童福祉法に基づく障害福祉サービス	発達に特性を持つ児童に対し、発達段階に応じた個別支援を行う。	1年を通して 開所	大分県大分市東浜 1-12-17	5名	地域住民 定員 10名	36,000
子育て支援事業	実施無し					
独居老人に相談受け・話相手・安否確認事業、及び特定非営利活動に係る事業を行う。	実施無し					
家庭の事情等により育児などをを行うのがその生活上困難	実施無し					

である方を対象にしたベビーシッター、育児サービスのサポート事業					
障害児が地域で生き、生活していくためのディサービス、作業所、レスパイトケア等の支援事業	実施無し				
障害児を中心としたクラブ活動支援事業	実施無し				
ボランティアの養成派遣事業	実施無し				
福祉に関する人材育成事業並びにこれに係る経営のコンサルタント、メンテナンス、援助事業	実施無し				
一般人を対象にした保健・医療又は福祉等に関する知識・技能の習得及び資格取得を目指す為の養成学校事業	実施無し				
団体に対して福祉・医療等における専門的人材を派遣するなどのサ	実施なし				

ポートを行なう援助事業					
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	実施無し				
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託	実施無し				
在宅支援訪問療育等指導事業	実施無し				
一般乗用旅客自動車運送業	実施無し				
特定旅客自動車運送業	実施無し				
福祉有償運送事業	実施無し				
座位保持装置及び福祉機器等の開発・製造・販売事業	実施無し				
飲食店経営	実施無し				
菓子製造販売	実施無し				
その他第3条の目的を達成するための事業	実施無し				

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)

(注意事項)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第25条第4項「定款の変更の日の属する事業年度の活動予算書」）

2025年度 活動予算書
定款変更認証の日から2026年9月30日まで

特定非営利活動法人青葉会
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等	0	0
給付費	0	0
4. 事業収益		
障害福祉サービス事業	36,000,000	36,000,000
5. その他収益		
雑収入	350,000	350,000
経常収益計		36,350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	18,150,000	
法定福利費	300,000	
人件費計	18,450,000	
(2) その他経費		
賃借料	6,000,000	
水道光熱費	1,200,000	
旅費交通費	1,100,000	
会議費	100,000	
研修費	400,000	
新聞図書費	4,000,000	
印刷製本費	200,000	
事務用品	3,500,000	
消耗品費	200,000	
保険料	200,000	
通信費	500,000	
雑費	200,000	
その他経費計	17,600,000	
事業費計		36,050,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
租税公課	50000	
その他経費計	50000	
管理費計		50,000
経常費用計		36,100,000
当期経常増減額		250,000
III 経常外収益		0
経常外収益計		
IV 経常外費用		
支払利息	30,000	
経常外費用計		30,000
税引前当期正味財産増減額		-30,000
法人税、住民税及び事業税		71,000
当期正味財産増減額		-101,000
前期繰越正味財産額		-2,440,217
次期繰越正味財産額		-2,541,217

様式例・記載例（法第25条第4項「翌事業年度の活動予算書」）

2026年度 活動予算書
2026年10月1日から2027年9月30日まで

特定非営利活動法人青葉会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0	0	
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等	0	0	
給付費	0	0	
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業	36,000,000	36,000,000	
5. その他収益			
雑収入	150,000	150,000	
経常収益計			36,150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	18,150,000		
法定福利費	300,000		
人件費計	18,450,000		
(2) その他経費			
賃借料	6,000,000		
水道光熱費	1,200,000		
旅費交通費	1,100,000		
会議費	100,000		
研修費	400,000		
新聞図書費	5,000,000		
印刷製本費	200,000		
事務用品	2,500,000		
消耗品費	200,000		
保険料	200,000		
通信費	500,000		
雑費	176,000		
その他経費計	17,576,000		
事業費計			36,026,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
租税公課	50000		
その他経費計	50000		
管理費計			50,000
経常費用計			36,076,000
III 経常外収益			74,000
当期経常増減額			
IV 経常外費用			
支払利息	30,000		
経常外費用計			30,000
税引前当期正味財産増減額			-30,000
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増減額			-101,000
前期繰越正味財産額			-2,541,217
次期繰越正味財産額			-2,642,217